

原議保存期間	3年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警視庁刑事部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁組二発第115号
令和8年3月17日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第二課長

薬物再乱用防止に向けた取組の推進について(通達)

警察における薬物再乱用防止に向けた取組については、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」の策定について(通達)(令和5年8月8日付け警察庁丙組二発第230号ほか)及び「薬物再乱用防止に向けた取組について(通達)(令和5年3月20日付け警察庁丁組二発第67号。以下「旧通達」という。)に基づき推進してきたところである。

他方、覚醒剤事犯に占める再犯者の割合は依然として6割を超える高い水準で推移する情勢において、都道府県警察が薬物事犯により検挙した者(以下「薬物事犯検挙者」という。)の多くが、検挙後は留置施設に勾留され、勾留中に家族・親族が留置施設に面会に訪れている実態があることから、上記勾留の機会を利用し、特に執行猶予判決が見込まれる者等に対し、薬物再乱用防止対策に当たる関係機関・団体(以下「関係機関等」という。)の窓口等を教示する必要性が引き続き認められる現状にある。

各都道府県警察にあつては、薬物事犯検挙者の再犯の防止等の重要性に鑑み、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、民間団体等の各種機関・団体が、薬物依存からの回復を一貫して支援する取組を行う必要があることを認識し、下記のとおり、勾留中の被疑者の適正な取扱いに留意しつつ、薬物事犯検挙者の再乱用防止に資する情報を提供するなど、再乱用防止に向けた取組の推進に引き続き努められたい。

なお、本件については、長官官房総務課留置管理室及び取調べ監督指導室と協議済みであるほか、旧通達は廃止する。

記

- 1 薬物事犯検挙者に対する薬物再乱用防止に向けた情報提供の実施要領
別添「薬物再乱用防止に向けた情報提供実施要領」のとおり
- 2 薬物事犯検挙者の家族等に対する情報提供
薬物事犯検挙者の家族等から薬物再乱用防止に関する相談を受理するなど、その支援が有効であると認める場合には、警察庁が作成する薬物再乱用防止対策用資料(以下「対策資料」という。)を配布して関係機関等の情報を提供するなど、適切に対応すること。
また、薬物事犯検挙者の家族等が訪れる警察施設、刑事施設等への対策資料の配布・配置も検討すること。
- 3 関係機関等の取組の把握

各都道府県警察は、管轄区域内で活動する関係機関等による取組の把握に努め、そうした情報を本通達に基づく情報提供に活用するよう配慮すること。

4 警察庁への報告

本通達に基づく取組結果については、別途定めるところにより、当課宛てに報告すること。

薬物再乱用防止に向けた情報提供実施要領

1 趣旨

都道府県警察において、薬物事犯により検挙した者（以下「薬物事犯検挙者」という。）の薬物再乱用防止に関する自主的な努力の一助とすべく、その任意を前提として、薬物再乱用防止対策用資料（以下「対策資料」という。）の閲覧及び配布により、薬物再乱用防止対策に当たる関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）に関する情報を提供するもの

2 閲覧及び配布に使用する資料

(1) 資料

薬物再乱用防止対策用資料「相談してみませんか」

(2) 資料内容

警察庁が作成した資料であり、薬物依存症等の解説、薬物依存から回復を続ける人やその家族の手記及び薬物依存からの回復を支える関係機関等を掲載しているもの

3 対象者

警察が取り扱った薬物事犯検挙者のうち、起訴後であり、捜査が終了している者で、執行猶予付き判決が見込まれる者。ただし、次の者を除く。

(1) 日本語を解しない者

(2) 薬物密売人等の営利犯、犯罪事実を否認する者等、再乱用防止対策の効果が見込めない者

4 実施者

薬物乱用防止の事務を所掌する警察署薬物対策担当課長（相当職を含む。以下「薬物担当課長」という。）が指定する警察職員

なお、対象者の自主的な努力を促す観点からは、取調べ官等対象者との信頼関係が醸成されている者が望ましい。

5 実施方法

(1) 対策資料の閲覧

起訴後の勾留期間を利用し、対象者の任意を前提として、取調べ室において、対策資料に基づき、薬物依存症等の薬物再乱用防止に関する知識、関係機関等の特徴・役割や相談窓口等に加え、それらが再乱用の防止に有効であることを教示し、同資料を閲覧させる。

なお、対象者が明確に拒否した場合を除き、原則実施することとするが、留置施設に収容されている対象者は、速やかに刑事施設へ移送されるべきことや、移送、保釈等により情報提供の機会を逃すことがないように留意すること。

(2) 対策資料の配布

上記(1)の閲覧後、対象者が明確に拒否した場合を除き、原則として「差入

れ」又は「釈放後の手交」等の方法により、対策資料を配布する。

6 留意点

(1) 取調べ室で閲覧させる場合

ア 警察職員は必ずしも薬物再乱用防止対策に関する専門的な知見を有するものではないので、対象者が資料を閲読することを通じて、自ら薬物乱用による弊害の大きさを理解し、再乱用しないために何を行うべきか考える機会を与えることを主眼とすること。

イ 対策資料を閲覧させることにより、執行猶予付き判決が見込まれるとの予断を与えることのないよう言動等について十分留意すること。

ウ 取調べ室で専ら対策資料を閲覧させることは、取調べには当たらないので、「留置施設に備えるべき簿冊の様式を定める訓令（平成19年5月17日警察庁訓令第6号。以下「簿冊訓令」という。）」で定める被留置者出入簿の記載においては、出入場理由欄の「その他」を選択し、理由は「薬物再乱用防止のため」と記載するとともに、薬物担当課長の決裁印は、「捜査主任官」欄ではなく欄外に押印すること。

また、「出入場要請者」欄には、実施者の氏名を記載すること。

エ 情報収集のための参考人としての取調べの終了後に、引き続き対策資料を閲覧させることは差し支えない。

この場合、簿冊訓令で定める被留置者出入簿の記載においては、出入場理由欄の「取調べ」及び「その他」の双方を選択し、理由は「薬物再乱用防止のため」と記載するとともに、捜査主任官が決裁印を押印するだけでなく、薬物担当課長についても欄外に押印すること。

(2) 「差入れ」により配布する場合

対策資料を「差入れ」により配布する場合は、簿冊訓令で定める被留置者金品出納簿の記載においては、「申込理由」欄の「その他」を選択し、理由は「薬物再乱用防止のため」と記載すること。

また、「申込者」欄には、実施者の氏名等を記載すること。

(3) 「釈放後の手交」により配布する場合

対象者の釈放時又は釈放後に来署した際に、配布することは差し支えない。

7 留置施設への対策資料の備付けによる情報提供の実施

(1) 対象者

留置施設に留置されている被留置者

(2) 実施方法

留置施設に、対策資料を備え付け、被留置者の希望に応じて閲覧させる。

(3) 留意点

上記3の対象者以外の被留置者が対策資料の配布希望を申し出た場合は、上記6(2)の手續に準じて配布すること。